

北上市訓令第4号

市長部局

北上市職員の勤務時間規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北上市長 高橋敏彦

北上市職員の勤務時間規程の一部を改正する訓令

北上市職員の勤務時間規程（平成3年北上市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 第6条及び第9条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定により</p>	<p>（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 第6条及び第9条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりするこ</p>

することとなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。)に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 [略]

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

ととなった勤務時間の内容。以下「育児短時間勤務の内容」という。)に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 [略]

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により短時間勤務の職に採用された職員は、この訓令による改正後の北上市職員の勤務時間規程第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第1項及び第3項の規定を適用する。